

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会

令和7年11月7日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

(3) 年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2500120 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2500060 号

第1 結論

1 請求者のA社における平成 22 年 7 月及び同年 12 月の賞与支払年月日及び標準賞与額については、別表 1 のとおり訂正することが必要である。

平成 22 年 7 月及び同年 12 月の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 22 年 7 月及び同年 12 月の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 請求者のA社における平成 22 年 7 月の標準賞与額を別表 2 のとおり訂正することが必要である。

平成 22 年 7 月の訂正後の標準賞与額（上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 32 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成 21 年 8 月
② 平成 22 年 7 月
③ 平成 22 年 12 月
④ 平成 23 年 12 月
⑤ 平成 25 年 8 月
⑥ 平成 25 年 12 月

請求期間①から⑥までの各期間にA社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録によると、当該賞与の記録がない。

請求期間②の賞与に係る支払明細書（1枚）、平成 22 年度分、平成 23 年度分及び平成 26 年度分の市民税・県民税申告書等を提出するので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間②について、請求者から提出された賞与に係る支払明細書（以下「賞与明細書」という。）及び平成 23 年度分の市・県民税申告書により、請求者は、請求期間②において A 社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間③について、前述の賞与明細書及び平成 23 年度分の市・県民税申告書並びに同僚から提出された賞与明細書から判断すると、請求者は、請求期間③において A 社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②及び③に係る標準賞与額については、前述の賞与明細書等により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、また、賞与支払年月日については、同僚が保管する預金通帳の取引記録から、それぞれ別表1のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間②及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求者の当該各期間に係る届出及び保険料納付についての回答が得られず、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間②について、請求者から提出された賞与明細書により確認できる賞与額に見合う標準賞与額は、上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額よりも高い額であることが認められる。

したがって、請求者の請求期間②に係る標準賞与額については、賞与明細書により確認できる賞与額から、別表2のとおりとすることが妥当である。

ただし、上記訂正後の標準賞与額（上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

3 請求期間①、④、⑤及び⑥について、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を認定するに当たっては、賞与額及び厚生年金保険料控除額の双方を確認又は推認する必要があるところ、事業主からは、請求者の当該各期間に係る賞与の支給額及び厚生年金保険料控除額について回答が得られない。

また、請求期間①については、請求者の標準報酬月額に基づく年間の厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料並びに同僚から提出された賞与明細書により推認できる年間の社会保険料額は、請求者から提出された平成21年分の給与所得の源泉徴収票及び平成22年度分の市民税・県民税申告書に記載された社会保険料控除額を上回る上、請求期間⑤及び⑥については、請求者の標準報酬月額に見合う年間の給与支給額及び同僚から提出された賞与明細書により推認できる年間の給与支給額は、平成26年度分の市民税・県民税申告書に記載された給与額を15万7,000円も上回ることから、請求期間①、⑤及び⑥の賞与額及び厚生年金保険料控除額を推認することは困難である。

さらに、請求期間④について、請求者の当時の住所地であるB市の担当者は、請求期間④に係る平成23年分の給与支給額及び社会保険料控除額を確認できる資料は保存年限の経過のため保管していない旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間①、④、⑤及び⑥に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、④、⑤及び⑥において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

別表1 【厚生年金特例法による訂正】

請求期間	賞与支払年月日	標準賞与額
②	平成22年7月28日	21万5,000円
③	平成22年12月21日	21万円

別表2 【厚生年金保険法（75条本文）による訂正】

請求期間	賞与支払年月日	標準賞与額
②	平成22年7月28日	23万円

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2500258 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2500059 号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成15年6月1日から平成17年3月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成15年6月から平成16年2月までは20万円を56万円、同年3月から平成17年2月までは20万円を41万円とする。
平成15年6月から平成17年2月までの上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。
- 2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和36年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年6月1日から平成19年4月1日まで

A社の請求期間に係る標準報酬月額が20万円となっているが、当時、給与額が下がることはなかったので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成15年6月1日から平成17年3月1日までの期間について、オンライン記録によると、請求者の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、平成14年10月及び平成15年9月の定時決定で56万円、平成16年3月の随時改定及び同年9月の定時決定で41万円と記録されていたところ、平成17年3月28日付で、平成15年6月1日に遡って20万円に減額処理されていることが確認できる。

また、A社に係るオンライン記録によると、請求期間に厚生年金保険被保険者期間を有する者は請求者を除き二人であるところ、当該二人の標準報酬月額についても、平成17年3月28日又は同年3月29日付で、それぞれの同社における被保険者資格取得日（平成16年10月16日又は同年11月16日）に遡って減額処理されていることが確認できる。

しかしながら、請求者から提出された平成16年度、平成17年度の市民税・県民税特別徴収税額の通知書（以下「税額の通知書」という。）によると、請求者の平成15年から平成16年までの各年の給与収入額は、オンライン記録の減額処理後の標準報酬月額（20万円）に見合う各年の給与額を大幅に上回っていることが確認できる。

また、請求者は、A社の経営状態について、徐々に悪化し平成19年頃に同社を一旦退職した旨陳述しており、請求期間当時、同社は、社会保険料を滞納していた可能性がうかがえる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成17年3月28日付で行われた遡及減額処理は、事実に即したものとは考え難く、請求者について、平成15年6月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由はなく、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

以上のことから、請求期間のうち、平成15年6月1日から平成17年3月1日までの期間

に係る標準報酬月額については、前述の遡及減額訂正前の標準報酬月額の記録から、平成15年6月から平成16年2月までの各月は56万円、同年3月から平成17年2月までの各月は41万円とすることが必要である。

2 請求期間のうち、平成17年3月1日から同年9月1日までの期間について、オンライン記録によると、平成17年3月の月額変更処理は、前述の遡及減額処理と同月の平成17年3月9日に行われているものの、標準報酬月額の遡及減額処理等の不自然な点は見当たらない上、請求期間のうち、平成17年9月1日から平成19年4月1日までの期間に係る標準報酬月額は、前述の遡及減額処理以降の各年の定時決定時に処理されていることが確認でき、当初の記録を取り消して遡及して減額訂正されたものではない。

したがって、請求期間のうち、平成17年3月1日から平成19年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、記録訂正に係る判断を行うことになるところ、同法により標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、当該訂正を行うためには、給与明細書等によりこれらの双方を確認する必要があり、かつ、これらの標準報酬月額のいずれもが、オンライン記録の標準報酬月額を上回ることが必要となる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、平成23年5月14日付で厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間当時の元事業主及び元取締役に照会を行ったが回答を得ることができず、請求者の平成17年3月1日から平成19年4月1日までの期間に係る給与額及び厚生年金保険料控除額について、確認することができない。

また、請求者から提出された平成18年度の税額の通知書によると、請求者は、平成17年1月から同年12月までの期間において、A社から、オンライン記録の標準報酬月額（20万円）に基づく厚生年金保険料額を超える保険料が控除されていた事情はうかがえない。

このほか、請求期間のうち、平成17年3月1日から平成19年4月1日までの期間において、請求者の主張する報酬月額及び厚生年金保険料控除額について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間のうち、平成17年3月1日から平成19年4月1日までの期間について、請求者が、その主張する標準報酬月額に見合う報酬月額が支給され、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めるることはできない。